佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和元年7月30日

佐賀県教育委員会教育長 白 水 敏 光

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県育英資金貸与条例施行規則(平成14年佐賀県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
	<u>(育英学生等)</u> 第1条の2.条例等2条等3項に担定する規則で定める者は、次の
	第1条の2 条例第2条第2項に規定する規則で定める者は、次の 各号に掲げる者とする。
	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第 1 項の
	<u>身体障害者手帳の交付を受けている者</u>
	(2) 療育手帳 (知的障害者の福祉の充実を図るため、児童福祉法
	(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所又
	は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第9条第6項に規定
	する知的障害者更生相談所において知的障害があると判定され
	た者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事
	項の記載があるものをいう。) の交付を受けている者
	(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第
	<u>123号)第45条第 2 項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて</u>
	<u>いる者</u> (4)
	(4) 前3号に掲げる者のほか、修学上特に配慮を要すると佐賀県
/ 代 一 姑 \	教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が認める者 ・ 〈役上類〉
(貸与額)	(貸与額) 第3条 名例第3条第1項から第3項主でに担守する奈英学とに登
第2条 条例 <u>第2条第1項</u> に規定する育英学生に貸与する育英資金 (以下「育英学生のための育英資金」という。)の貸与月額は、	第2条 条例 <u>第3条第1項から第3項まで</u> に規定する育英学生に貸
18,000円に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定	与する育英資金(以下「育英学生のための育英資金」という。) <u>の</u> うち、同条第1項に規定する育英資金の貸与月額は、次の各号に
める額を加算した額を上限とする。	<u> </u>
いる訳で加井した訳で上水とする。	1817 8位分に心し、て16に16日的ログに定める領で工限とする。

改正前

- (1) 私立の高等学校に在学する者 12,000円
- (2) <u>毎月の通学に要する交通費が5,000円を超える者 交通費から5,000円を控除した額(その額が2万円を超えるときは、2万</u>円)

2 条例<u>第3条第2項</u>の規定により入学時に加算することができる 育英資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各 号に定める額を上限とする。

(1)・(2) 略

3 略

4 第1項の貸与月額の計算に当たっては、地方公共団体から奨学金、就学支援金その他の支援金の給付を受けることにより修学に要する費用が減少した場合には、その減少した額を上限として、当該貸与月額を減額することができる。

(予約募集)

第3条 高等学校進学前の者で進学後育英学生のための育英資金の 貸与を受けることを希望するものは、育英学生願書(様式第1号) に、現に在学する中学校又は卒業した中学校の校長(以下これら を「中学校の校長」という。)の育英学生推薦調書(様式第2号) を添えて、別に定める期間内に、<u>佐賀県教育委員会教育長(以下</u> 「教育長」という。)に申請しなければならない。

2~4 略

改正後

- (1) 地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に在学する者 18.000円
- (2) 私立の高等学校に在学する者 3万円
- 2 育英学生のための育英資金のうち、条例第3条第2項の規定に より加算することができる育英資金の貸与月額は、当該育英学生 の毎月の通学用定期乗車券等の価格(通学が困難なこと等により 下宿、寮等に入居する場合で、毎月の宿泊料、寮費等が当該価格 より低いときは当該宿泊料、寮費等)から5,000円を控除した額を 上限とする。
- 3 <u>育英学生のための育英資金のうち、</u>条例<u>第3条第3項</u>の規定により入学時に加算することができる育英資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。(1)・(2) 略

4 略

- 5 第1項<u>及び第2項</u>の貸与月額の計算に当たっては、地方公共団体から奨学金、就学支援金その他の支援金の給付を受けることにより修学に要する費用が減少した場合には、その減少した額を上限として、当該貸与月額を減額することができる。 (予約募集)
- 第3条 高等学校進学前の者で進学後育英学生のための育英資金の 貸与を受けることを希望するものは、育英学生願書(様式第1号) に、現に在学する中学校又は卒業した中学校の校長(以下これら を「中学校の校長」という。)の育英学生推薦調書(様式第2号) を添えて、別に定める期間内に、教育長に申請しなければならな い。

2~4 略

改正前

- 5 育英学生の候補者は、進学する高等学校が決定したときは、速 やかに、貸与額希望調書(様式第3号)<u>及び誓約書(様式第4号)</u> を教育長に提出しなければならない。
- 6 教育長は、育英学生の候補者で前項の貸与額希望調書<u>及び誓約</u> <u>書</u>を提出したものが高等学校に入学したときは、その者を育英学 生として決定し、本人及び当該高等学校の校長にその旨を通知す る。

(在学募集及び随時募集)

第4条 高等学校に在学する者で育英学生のための育英資金の貸与を受けることを希望するものは、育英学生願書に、貸与額希望調書、誓約書及び現に在学する高等学校の校長(以下「高等学校の校長」という。)の育英学生推薦調書を添えて、別に定める期間内に、教育長に申請しなければならない。

2 • 3 略

(交付)

第5条 育英学生のための育英資金は、毎月本人に交付する。ただし、条例<u>第3条第2項</u>の規定による加算額は、育英学生のための 育英資金の第1回目の交付に併せて交付する。

改正後

- 5 育英学生の候補者は、進学する高等学校が決定したときは、速 やかに、貸与額希望調書(様式第3号)を教育長に提出しなけれ ばならない。
- 6 教育長は、育英学生の候補者で前項の貸与額希望調書を提出したものが高等学校に入学したときは、その者を育英学生として決定し、本人及び当該高等学校の校長にその旨を通知する。

(在学募集及び随時募集)

第4条 高等学校に在学する者で育英学生のための育英資金の貸与を受けることを希望するものは、育英学生願書に、貸与額希望調書及び現に在学する高等学校の校長(以下「高等学校の校長」という。)の育英学生推薦調書を添えて、別に定める期間内に、教育長に申請しなければならない。

2 • 3 略

(借用証書の提出)

- 第4条の2 第3条第2項の規定により決定された育英学生の候補 者(前条第3項において準用される者を含む。次項において同じ。) は、育英資金借用証書・誓約書(様式第4号)を連帯保証人及び 保証人が連署したうえ、別に定める日までに教育長に提出しなけ ればならない。
- 2 育英学生の候補者が前項に規定する期限までに同項の育英資金 借用証書・誓約書を提出しない場合は、正当な理由がある場合を 除き、第3条第1項又は前条第1項の規定による申請が取り下げ られたものとみなす。

(交付)

第5条 育英学生のための育英資金は、毎月本人に交付する。ただし、条例<u>第3条第3項</u>の規定による加算額は、育英学生のための育英資金の第1回目の交付に併せて交付する。

改正前

(辞退)

第9条 育英学生は、育英学生のための育英資金の貸与を辞退しよ うとするときは、育英資金辞退届(様式第11号)を教育長に提出 しなければならない。

(借用証書の提出)

第10条 育英学生が次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた 育英学生のための育英資金の全額について連帯保証人及び保証人 と連署のうえ育英資金借用証書(様式第12号)に育英資金返還明 細書(様式第13号その1又は様式第13号その2)を添えて、これ を直ちに教育長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(返還免除)

第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲 第13条 条例第8条第1項に規定する規則で定める要件は、次に掲 げる要件とする。

(1)・(2) 略

- (3) 卒業後(条例第7条の規定により返還を猶予された者にあっ ては、返還猶予期間満了後。以下同じ。) 5年間、佐賀県内にお いて、居住し、又は就業していること。
- 2 条例第8条第1項に規定する規則で定める者は、前項第1号及 び第2号に掲げる要件に該当する者で、次の各号に掲げる年数の 合計が5以上となるものとする。
 - (1) 卒業後、佐賀県内に居住し、又は就業している年数
 - (2) 寄附金(佐賀県内に居住し、又は就業している者が支出した ものを除き、その額が別に定める額以上であるものに限る。)を 佐賀県に支出した年数
- 1項第2号に定める額に相当する額とする。

改正後

(辞退)

第9条 育英学生又は育英学生の候補者は、育英学生のための育英 資金の貸与を辞退しようとする場合(第4条の2第2項に該当す る場合を除く。) は、育英資金辞退届(様式第11号)を教育長に提 出しなければならない。

(育英資金返還明細書の提出)

第10条 育英学生が次のいずれかに該当するときは、貸与を受けた 育英学生のための育英資金の全額に係る育英資金返還明細書(様 式第13号その1又は様式第13号その2)を別に定める日までに教 育長に提出しなければならない。

(1)~(4) 略

(返還免除)

げるすべての要件とする。

(1)・(2) 略

- (3) 卒業後5年間(条例第7条の規定により返還を猶予された期 間を除く。以下同じ。)、県内において居住し、かつ、県内にお いて就業していること。
- 2 条例第8条第1項に規定する規則で定める者は、前項第1号及 び第2号に掲げる要件に該当する者で、次の各号に掲げる年数の 合計が5以上となるものとする。
 - (1) 卒業後、県内に居住し、かつ、県内に就業している年数
 - (2) 卒業後、県内に本社を有する企業等へ就業し、当該企業等の 県外の事業所で勤務している年数
- 3 条例第8条第1項の規定により返還を免除する額は、第2条第 3 条例第8条第1項の規定により返還を免除する額は、条例第3 条第2項に定める額(既に返還した額を除く。)に相当する額と

				i	改正前	Ú			改正後																
~ 6 式第 1	_	第3条	·関係])					4	する。 ~ 6 式第 1		第3条	:関係))											
略										略															
略								略																	
進学	-						設置者	国		進学:							設置者	-							
(第	1希望	2)					公立 <u>等</u>	• 私立		(第	1 希望	∄)					公立	• 私立							
進学希望 設置者 国						進学	-						設置者												
(第	2 希望						公立 <u>等</u>	・私立		(第	2 希望						公立	・ 私立							
	略							略			,	1	T												
	高大生		氏名	続柄	年齢	学名 び 年		通学区分	控除額 (万円)				氏名	続柄	年齢	学校 名及 び学 年	設置者	通学区分	控除額 (万円						
同一生															1国公 立 <u>等</u> ・2 私立	1 自 宅・2自 宅外			同一生	高大生(本人を除く。					1国公 立・2私 立・3そ の他
一生計の家族	(本人を除く。)					1国公 立 <u>等</u> ・2 私立	1 自 宅・2自 宅外			一生計の家族	一人を除く。)					1国公 立・2私 立 <u>・3そ</u> の他	宅・2 自								
						1国公 立 <u>等</u> ・2 私立	1 自 宅・2自 宅外									1 国公	宅・2 自								
						1国公	1 自									1 国公	1 自								

					改正前	<u>.</u>							2	收正後	}		
						立 <u>等</u> ・ 私立		宅・2自 宅外							立・2 私 立 <u>・3 そ</u> の他	宅・2 自 宅外	
控除額の加算	略 長期 世帯 略	療養者	皆のい	る世帯	·	害等の被	害	を受けた			控除額の加算				 長期療養 た世帯	者のいる	
略		m. /- -									略	 					
注 1・2 略 注 1・2 略 3 学校の設置者の欄の国公立等とは、地方公共団体、国立大学法人等が設置する学校です。 3 学校の設置者の欄の国公立とは、地方公共団体及大学法人が設置する学校です。 4・5 略 4・5 略											\$ <u>及び</u> 国立						

様式第3号を次のように改める。

貸与額希望調書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

住 所 フリガナ 氏 名

ED)

下記により育英資金の貸与を希望します。

なお、私が貸与を受ける育英資金は、下記の銀行口座に振り込んでください。

また、高等学校等就学支援金の受給状況について佐賀県教育委員会が調査することに同意します。

記

1 進学予定先

学校名

学科名

定時制・通信制

(該当する場合は、どちらかを で囲んでください。)

2 毎月の貸与希望額

地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に在学する者 (上限18,000円)	,000円
私立の高等学校に在学する者(上限3万円)	,000円
高額通学費加算(高額通学費加算計算書のEの欄を上限とする。)	,000円
合 計	,000円

- 3 貸与を希望する期間 年 月から 年 月(か月分)
- 4 入学時の加算 希望する 希望しない (どちらかを で囲んでください。)

↓

希望額 ,000円

地方公共団体及び国立大学法人が設置する高等学校に 進学した者は10万円、私立の高等学校に進学した者は 20万円が上限です。

5 振込希望銀行口座(本人名義に限ります。)

金融機関名	支店名等	預金種別	普通・当座	
銀行・信金・	本店	口座番号		
信組・労金・	支店(所)	(右詰め)		
農協・漁協	出張所			
口 座 名 義 人	フリガナ			
口座名義人	氏 名			

- 注 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができます。
 - 2 高額通学費加算は、毎月の通学用定期乗車券等の価格(通学が困難なこと等により下宿、寮等に入居する場合で、毎月の宿泊料、寮費等が当該価格より低いと きは当該宿泊料、寮費等)が5,000円を超える者に対し、基礎部分に加算して交付 するものです。
 - 3 在学募集及び随時募集の場合は、「1 進学予定先」には、学校名及び学科名 を記入してください。
 - 4 には、該当するものを で囲んでください。

高額通学費加算計算書

1 通学費(下宿、寮等から通学する場合は、自宅から通学すると仮定して記入してください。)

1340日	利用六洛松則	通学に使用する定期乗車券							
通学区間	利用交通機関	定期乗車券額	有効期間	1月当たりの金額					
自宅~		円	月	円					
~									
~									
~									
~									
合 計									

- 注 1 「通学区間」欄は、利用交通機関ごとに記入すること。
 - 2 「利用交通機関」欄は、徒歩・自転車・バス (スクールバス含む。)・JR・MR・船等を記入すること。
 - 3 バスの場合はバス会社名を記入すること。

2 宿泊料、寮費等

区分	住所	1月当たりの宿泊料、寮費等の経費 (食費を除く。)
下宿		円
寮等		円

注 宿泊料、寮費等の経費が確認できる書類を添付してください。

3 高額通学費加算額の計算

1(通学費の合計	A を1,000円未	B - 5,000円	地方公共団体か	C - D (高額
額)と 2(宿泊料、	満切り捨て	(控除)	ら通学費に関す	通学費加算の
寮費等)のうち、			る支援金の給付	上限額)
いずれか低い金			を受ける場合	
額			は、支援金の額	
Α	В	С	D	E
円	円	円	円	円

- 注 1 この計算書は、高額通学費加算を希望する方のみ、提出してください。
 - 2 費用の確認を行うため、高等学校に進学後、定期券の写し、宿泊料、寮費等の領収書の写し等を提出してください。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号(第4条の2関係)

収	入
티크	紙

育英資金借用証書・誓約書

借用(予定)金額

百	+	万	Ŧ	桕	+	円

私は、佐賀県育英資金貸与条例(以下「条例」という。)による育英学生として上記の 借用金額のとおり育英資金を借用いたします。

また、貸与を受けたうえは、条例及び佐賀県育英資金貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定に従い、佐賀県育英学生としての本分を尽くすとともに、規則第10条の規定に該当することとなったときは育英資金返還明細書を提出し、貸与を受けた育英資金の全額を当該育英資金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

育英学生本人	住 所	(〒 -)電話	
(借受人)	フリカ゛ナ		印
【自署】	氏 名		
	決定番号		

連帯保証人は、条例及び規則の規定を上記の借受人に誠実に遵守させることはもとより、当該借受人と連帯して履行の責を負います。

また、保証人は、条例及び規則の規定を上記の借受人に誠実に遵守させることはもとより、当該借受人が債務の返還を履行しないときは、履行の責を負います。

	住 所	(₹	-)電話	-	=	
海世紀紅山	フリカ・ナ						実印
連帯保証人【自署】	氏 名						
	借受人と						
	の続柄						
	住 所	(₹	-)電話	-	=	
保証人	フリカ・ナ						実印
【自署】	氏 名						
【日有】	借受人と						
	の続柄						

- 注 1 連帯保証人及び保証人は、実印を押印のうえ、印鑑登録証明書を添付すること。
 - 2 この借用証書は、育英学生として実際に貸与を受けたときに効力を発する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前

様式第4号の2(第6条関係)

略

1 毎月の貸与希望額

	現在の貸与額	変更後の貸与額		
<u>基礎部分</u> (上限 18,000円)		T		
	,000円	,000円		
私立学校修学加算				
(上限12,000円)	,000円	,000円		
高額通学費加算				
(貸与額希望調書				
に添付した高額通				
学費加算計算書を	,000円	,000円		
利用して算出した				
額を転記してくだ				
<u>さい。</u>)				
略				

- 2 略
- 注 1 私立学校修学加算は、私立の高等学校に在学する者に対し、基礎部分を加算して交付するものです。
 - 2 高額通学費加算は、毎日の通学に要する費用が5,000円を 超える者に対し、基礎部分に加算して交付するものです。

様式第5号(第6条関係)

改正後

様式第4号の2(第6条関係)

略

1 毎月の貸与希望額

毎月の貝司布宝領			
	現在の貸与額	変更後の貸与額	
地方公共団体及び			
国立大学法人が設			
置する高等学校に	,000円	,000円	
<u>在学する者</u> (上限			
18,000円)			
私立の高等学校に			
在学する者(上限	,000円	,000円	
<u>3万円)</u>			
高額通学費加算			
(貸与額希望調書			
の高額通学費加算			
計算書のEの欄を	,000円	,000円	
<u>上限とする。</u>)			
略			

- 2 略
- 注 高額通学費加算は、毎月の通学用定期乗車券等の価格(通学が困難なこと等により下宿、寮等に入居する場合で、毎月の宿泊料、寮費等が当該価格より低いときは当該宿泊料、寮費等)が5,000円を超える者に対し、基礎部分に加算して交付するものです。

様式第5号(第6条関係)

改正前	改正後	
略	略	
注 1~3 略	注 1~3 略	
4 退学する場合は、 <u>借用証書及び</u> 返還明細書を添付してく	4 退学する場合は、返還明細書を添付してください。	
ださい。		
5 略	5 略	
様式第11号(第9条関係)	様式第11号(第9条関係)	
略	略	
下記の理由により育英資金の貸与を辞退したいので、借用証書	下記の理由により育英資金の貸与を辞退したいので、返還明細	
<u>及び</u> 返還明細書を添えて届け出ます。	書を添えて届け出ます。	
略	略	

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

NOTE COLOR TO THE		
改正前	改正後	
様式第13号その1(第10条関係)	様式第13号その1(第10条関係)	
略	略	
略	略	
住所一	住所一	
卒業後の	卒業後の電話番号	
連絡先 電話番号	連絡先 <u>勤務先</u> (<u>名称)</u>	
	<u>新 </u>	
注 1~4 略	注 1~4 略	
	5 卒業後に就職する場合は、卒業後の連絡先の欄に勤務先	
	の名称及び電話番号を記入してください。	
様式第13号その2(第10条関係)	様式第13号その2 (第10条関係)	
略	略	
様式第13号その 2 (第10条関係) 略	5 卒業後に就職する場合は、卒業後の連絡先の欄に勤務先 の名称及び電話番号を記入してください。 様式第13号その2(第10条関係) 略	

住所 中業後の連絡 先電話番号 中業後の連絡 先電話番号 注 1~4 略 注 1~4 略 注 1~4 略 注 1~4 略 方 空業後に就職する場合は、卒業後の連絡先の欄に勤務先の名称及び電話番号を記入してください。	改正前	改正後
	卒業後の 連絡先 電話番号	卒業後の 電話番号 連絡先 <u>勤務先</u> (電話番号) 注 1~4 略 今業後に就職する場合は、卒業後の連絡先の欄に勤務先

様式第15号を次のように改める。

様式第 15 号 (第 13 条関係)

育英資金高額通学費加算額返還免除願

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

育英資金高額通学費加算額の返還を免除していただきたいので、下記のとおり申請します。

記

1 借用金額 円

2 うち育英資金高額通学費加算額3 うち免除対象額円

4 卒業年月 年 月(大学等に進学した場合は大学等の卒業年月を記載してください。)

5 返還免除の要件への適合

回数	期間	住 所	勤 務 先
1	年 度 年 月 日から 年 月 日まで		名称 所在地
2	年 度 年 月 日から 年 月 日まで		名称 所在地
3	年 度 年 月 日から 年 月 日まで		名称 所在地
4	年 度 年 月 日から 年 月 日まで		名称 所在地
5	年 度 年 月 日から 年 月 日まで		名称 所在地

- 注 1 住民票(抄本)及び勤務先からの勤務証明書を添付してください。
 - 2 別に実施する育英資金高額通学費加算額返還免除に関する状況調査の際に、住民票(抄本)及び勤務先からの勤務証明書を提出した場合は、住民票(抄本)及び勤務先からの勤務証明書の添付を省略することができます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条第5項及び第6項並びに第4条第1項の改正規定、第4条の次に1条を加える改正規定、 第9条及び第10条の改正規定並びに様式第1号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第11号、様式第13号その1及び様式第13号その2の改正規 定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県育英資金貸与条例施行規則第13条並びに様式第3号及び様式第15号の規定は、令和2年4月1日以後に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例による。